

学校給食物資納入の手引き

(令和 8 年～ 9 年度)

天草市教育委員会 学校給食課

天草市教育委員会 学校給食課
天草市東町 7 番地 41
TEL : 23-3942
FAX : 23-3958

目次

第1 はじめに

- | | |
|-----------------|-----|
| 1 この手引きの趣旨 | P 1 |
| 2 この手引きの対象となる契約 | P 1 |

第2 業者登録

- | | |
|--------------------|-----|
| 1 天草市（教育委員会）への業者登録 | P 1 |
| 2 登録の資格要件 | P 1 |
| 3 申請書の交付 | P 1 |
| 4 申請書の受付 | P 1 |
| 5 申請方法 | P 2 |
| 6 登録の有効期間 | P 2 |
| 7 登録の取り消し | P 2 |
| 8 その他 | P 2 |

第3 納入業者の決定

- | | |
|------------|-----|
| 1 見積書の提出方法 | P 2 |
| 2 納入業者の決定 | P 3 |

第4 給食物資の納入

- | | |
|-----------------|-----|
| 1 納入物資の製品成分、規模等 | P 3 |
| 2 納入の時期 | P 3 |
| 3 納入時の検収 | P 3 |
| 4 不良品の対応 | P 3 |

第5 給食物資の代金の請求、支払い

- | | |
|---------------|-----|
| 1 給食物資の代金の請求 | P 4 |
| 2 給食物資の代金の支払い | P 4 |

様式・参考資料等

- | | |
|-------------------------------|-----------|
| 様式1 天草市学校給食物資納入資格業者登録申請書・誓約事項 | P 5 ・ P 6 |
| 様式2 営業規模概況調書 | P 7 |
| 食品衛生管理チェックリスト | P 8 |
| 市税納税状況調査同意書 | P 9 |
| 参考1 請求書 | P 10 |
| 参考2 仕入一覧表 | P 11 |
| 別表1 一般物資品目細分表 | P 12 |
| 別表2 営業上必要となる資格（参考） | P 13 |
| 別表3 学校給食物資納入資格業者登録申請書 提出要領 | P 14 |

第1 はじめに

1 この手引きの趣旨

天草市では、令和2年度から学校給食費は公会計化（学校給食費の徴収・給食物資の購入代金の支払いを市の歳入歳出として行なうこと。）されました。そのため、給食物資の調達から支払いまでの事務を、天草市の事務として行っています。

この手引きは、給食物資を納入していただくために必要な手続き等を示しているものです。手続きをしていない場合には、給食物資を納入していただくことができないこともありますので十分に確認してください。

2 この手引きの対象となる契約

この手引きにおける契約の対象となるのは、学校給食(市内公立幼稚園、小・中学校における給食をいう。)に関する給食物資の納入のみです。対象となる給食物資については次のとおりです。

- 生鮮野菜等及び一般物資（別表1「一般物資品目細分表」）

第2 業者登録

1 天草市（教育委員会）への業者登録

学校給食に関する給食物資を納入するためには、原則、学校給食物資納入資格業者として事前に天草市（教育委員会）に登録されていることが必要です。なお、業者登録は、一般的契約における業者登録とは別の手続きとなりますので、給食物資を納入するためにはこの登録をしてください。

2 登録の資格要件

次のいずれにも該当していないと登録できません。

- (1) 原則として市内に、本店、支店、製造工場、営業所等を有していること。
(現在、市の学校給食センターに物資の納入実績がある、又は病院など同種の納入実績がある業者も含む。)
- (2) 製造業者、卸売業者又は小売業者であること。
- (3) 2年以上同種の営業を継続していること。
- (4) 納入物資への異物混入等の緊急時に応える体制が整っていること。
- (5) 給食物資の仕入れや製造加工、搬送能力が十分にあり、指示した期日、時刻、場所に確実に納入できる能力を有すること。
- (6) 市税を滞納していないこと。

3 申請書の交付

天草市のホームページの教育委員会学校給食課のページから、本手引きと申請書（添付書類も含みます。）がダウンロードできます。また、学校給食課や各学校給食センターでも配付しています。

4 申請書の受付

- (1) 受付期間
 - ア 令和8年4月から給食物資を納入希望の場合
令和8年1月6日（火）から27日（火）まで
 - イ その他の場合

隨時受付します。

※1 ただし、土・日・祝日を除く 9 時～17 時まで

※2 郵送での申請の場合は、受付期間内の消印があるものを有効とします。

(2) 受付場所

学校給食課及び各学校給食センター

5 申請方法

申請書及び添付書類は、上記受付場所へ持参又は郵送の方法により提出してください。確認のうえ、提出書類に不備がなければ申請書を受理します。なお、申請に必要な書類は次のとおりです。

- (1) 申請書（様式1）
- (2) 営業規模概況調査（様式2）
- (3) 食品衛生管理チェックリスト
- (4) 市税納税状況調査同意書
- (5) 営業上必要とする食品衛生関係法令の許可書、認定書等の写し
(営業上必要な場合に限ります。)

6 登録の有効期間

教育委員会が登録を承認した日から令和10年3月31日まで（有効期間は2年間）

7 登録の取り消し

- (1) 登録業者名簿に登録された後に、登録者が次のいずれかに該当することになった場合は、一定の期間登録を取り消します。
 - ア 第2 業者登録の「2 登録の資格要件」に該当しなくなったとき。
 - イ 申請の内容（添付書類を含みます。）に虚偽の記載があったとき。
 - ウ 破産者となったとき。
 - エ 前各号に掲げるもののほか、教育長が登録業者として不適当と認めたとき。
- (2) 既に給食物資を納入することが決まっていた場合でも、上記ア～エに該当することになった場合は、その納入を停止することができます。この場合において、発生した損害は、教育委員会では補償しませんのでご承知ください。

8 その他

- (1) 申請内容については、教育委員会が実態を調査することがあります。
- (2) 資格審査に関して必要があるときは、提出書類のほかにも資料の提出又は説明を求めることがあります。

第3 納入業者の決定

1 見積書の提出方法

見積書の提出方法については、各学校給食センターから事前に品名、規格、使用予定数量等を記載した書類を郵送、FAX等により送付しますので、必要事項を記入し、指定された日時までに各学校給食センターへ郵送、FAX又は持参により提出してください。

※3 納入する給食物資によっては、成分表、製造工程表、微生物検査結果、理化学検査結果等の提出を求める場合があります。

2 納入業者の決定

(1) 生鮮野菜等及び一般物資の納入業者の決定は、見積書の提出期限内に提出いただいた登録業者の中から次により納入業者を決定します。

- ① 納入物資の価格を提示した者（当該者が2者以上いる場合においては、最低価格を提示した業者）。
- ② 同価格を提示した業者が2者以上いる場合はくじにより業者を決定します。
- ③ 辞退等があった場合は、決定業者の順位に該当する者を繰り上げて納入業者とします。
- ④ 決定の通知は、業者及び価格が決定した場合に、各学校給食センター等から電話で連絡します。

※4 納入物資の価格を提示した者の中からくじによる抽選を行った場合、該当する業者を決定します。

第4 納入物資の納入

1 納入物資の製品成分、規模等

出品する製品の全原材料中重量で上位3品目かつ製品中に占める重量が5%以上の表示義務があるGMO食品（遺伝子組み換え食品）を使用したものについては受け付けません。

学校給食センター物資納品品質規格表にあった物資の納入をお願いします。

2 納入の時期

各学校給食センターからの注文票により、指定された日時に指定された規格及び数量の納入物資を納入してください。この際は、必ず納品書が必要となりますので準備をお願いします。（納品書の宛名は、天草市又は各学校給食センターでお願いします。）

3 納入時の検収

納入物資の納入時には、センター長又は各センターの検収責任者と、納入業者との双方立会いのもとで検収を行い、検収に合格したものが納品されます。検収の内容は概ね次のとおりですが、センター長又は検収責任者の指示に従ってください。

- (1) 注文票と納品書と照合すること。
- (2) 注文票に基づき納入物資の規格及び数量を確認すること。
- (3) 次の事項を確認すること。
 - ア 製造業者及び所在地並びに生産地
 - イ 品質、鮮度及び品温
 - ウ 箱・袋の汚れ・破れその他の包装容器等の状況
 - エ 異物混入及び悪臭の有無
 - オ 消費期限又は賞味期限、製造年月日及び年月日表示など

4 不良品の対応

検収時に不合格とされたものは、センター長又は検収責任者の指示に従い直ちに交換・補充などの対応をしてください。また、検収後も調理中や給食提供時の異常等が発見された場合は、各センターからの指示に従い必要な対応をしてください。

第5 納入した給食物資の代金の請求、支払い

1 納入した給食物資の代金の請求

(1) 請求の方法

給食物資代金の請求は、1ヵ月（納入した月の1日～末日です。）又は随時、給食物資を納入したセンター単位で、当該月に実際に納入した数量により請求書を提出してください。

なお、請求書等の様式は納入業者が使用しているものでも問題ありませんが、本手引きに様式を掲載していますので、参考にしてください。

(2) 請求書に関する注意事項

請求書には、必ず次のことを記載してください。未記載の場合、支払いができないことがあります、再提出していただく場合があります。

- ア 宛名は、天草市又は各学校給食センター
- イ 納品した給食物資の品名、数量、単価など、請求金額の内訳
- ウ 請求者の住所、氏名又は名称（法人の場合は代表者氏名）

2 納入した給食物資の代金の支払い

上記請求書の提出を受けてから、各センターで内容を確認後、請求日から30日以内に登録していただいた金融機関口座に振り込みます。

※5 有明学校給食センターについては、学校給食課で確認及び支払いをします。

記入例

様式 1

天草市学校給食物資納入資格業者登録申請書

令和 8 年 1 月 ○日

天草市教育委員会

教育長 様

学校給食の給食物資の納入について、その納入業者として登録をしたいので、関係書類を添えて申請します。なお、裏面の誓約事項を了承した上で、記載事項については事実と相違ないことを誓約します。

1 申請者

住所又は所在地	天草市東浜町8番1号						
(フリガナ)	〇〇〇〇ショウテン						
商号又は名称	株〇〇〇〇商店						
代表者職氏名	職名	代表取締役			氏名	天草 太郎	
電話番号	0969-23-1111			給食センターからの見積依頼書の送付方法（希望のものに○をしてください。）		1 郵送 2 FAX 3 電子メール	
FAX番号	0969-23-1111						
電子メール	〇〇〇〇@〇〇〇〇						
登録する印（契約の締結に使用するもの）				代表者印		法人印	
							

2 登録品目及び納入希望給食センター等（納入を希望する品目及び施設の箇所に○印を記入）

No.	品目	本渡	牛深	五和	御所浦	栖本	天草	有明
1	野菜（生鮮）	○		○		○		○
2	果物（生鮮）	○		○		○		○
3	穀類・粉類及び製品							
4	砂糖・調味料・香辛料							
5	豆類・大豆製品・種実類							
6	野菜・芋類（処理済）	○		○		○		○
7	果実類（処理済）	○		○		○		○
8	きのこ・藻類	○		○		○		○
9	魚介類							
10	肉類							
11	卵・乳製品							
12	油脂類							
13	その他（冷凍既製品・デザート・ジャム等）							

(裏)

誓 約 事 項

- 1 学校給食物資納入資格登録業者として登録された際は、学校給食が児童等の健全な発育と天草市の教育に果たす役割を深く認識し、公正な価格の成立を阻害するための談合や、職員の正当な職務の執行を妨げる不正行為等は一切行いません。
- 2 営業施設の施設整備及び給食物資の衛生管理並びに職員の健康管理には十分に注意します。
- 3 天草市契約規則その他関係規定を遵守し、教育委員会、施設責任者等の指示に従い、誠実に業務を履行します。
- 4 納入物資の数量不足及び規格の不適合が生じたときは、責任を持って善処します。
- 5 万が一、納入した給食物資に異物混入等の異常事態が生じたときは、原因究明、再発防止等について誠実に対応します。
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団及び暴力団員とは一切関係がありません。
- 7 以上の内容に反したことを理由に、学校給食物資納入資格登録の取り消しを受けた場合でも、一切異議を申し立てず、いかなる補償も求めません。

記入例

様式 2

営業規模概況調書

【事業内容】

商号又は名称	株○○○○商店		
営業開始年月日	明・大・昭・平・令 30年 4月 (8年間)		
従業員数	5人	うち、給食物資に 関わる従業員数	3人
主要販売品目	野菜類、果物、芋類		

商号又は名称、営業開始年月日、
従業員数、主要販売品目を
記入してください。

【施設整備】

事業所・店舗	1棟	1室	500 m ²
工 場	棟	室	m ²
倉 庫	1棟	1室	25 m ²
給食物資の配送車 台数	(冷凍車) 台	(冷蔵庫) 1台	(その他) 台
主な設備機械等の 名称	(名称) (台数)		
冷凍設備		冷蔵設備	
冷凍室	室 (m ²)	冷蔵室	1室 (20 m ²)
冷凍庫	台 (m ²)	冷蔵庫	1台 (9 m ²)

保有している施設設備、車両、
機械等について該当するものが
あれば記入してください。

施設の衛生管理について回答してください。
必ずいずれかに○をつけてください。

食品衛生管理チェックリスト記入例

商号又は名称 **株○○○○商店**

営業業種 **野菜類販売業**

	回答 (いずれかに○)	いいえの場合 (理由)
1、食品衛生責任者の選任		
食品衛生責任者を選任している	はい	いいえ
2、施設の衛生管理		
施設及び周辺の清潔な状態を維持している	はい	いいえ
不必要な物品を置いていない	はい	いいえ
施設内の内壁、天井及び床を清潔に維持している	はい	いいえ
施設内の採光、照明、換気が十分である	はい	いいえ
窓及び出入口の管理が適切である	はい	いいえ
便所を清潔に管理している	はい	いいえ
3、設備等の衛生管理		
機械器具の洗浄・消毒・補修を適切に行っている	はい	いいえ
計器類・殺菌装置等の定期点検を実施している	はい	いいえ
化学物質を適切に使用・管理している	はい	いいえ 使用していない
手洗設備に必要な備品が備えられている	はい	いいえ
洗浄設備が清潔に保たれている	はい	いいえ
4、使用水の管理		
水道事業により供給される水又は飲用に適する水を用いている	はい	いいえ
貯水槽を定期的に清掃している	はい	いいえ 該当設備がない
殺菌装置・浄水装置の定期点検を実施している	はい	いいえ
5、ねずみ及び昆虫対策		
定期的な駆除又は調査に基づく防除を実施している	はい	いいえ
6、廃棄物及び排水の取扱い		
廃棄物・排水を適切に処理している	はい	いいえ
廃棄物の保管場所を適切に管理している	はい	いいえ
7、食品取扱者の衛生管理		
食品取扱者の健康状態を把握している	はい	いいえ
食品取扱者は衛生的な服装をしている	はい	いいえ
食品取扱者は不衛生な行動をしていない	はい	いいえ
8、検食の実施		
検食を保存している	はい	いいえ
提供先・時刻・提供数量を記録している	はい	いいえ
9、回収・廃棄		
回収・廃棄の手順を定めている	はい	いいえ

市税納税状況調査同意書**記入例**

令和 8年 ○月 ○日

天草市長 様

住所又は所在地 **天草市東浜町 8番 1号**
同意者 商号又は名称 **(株)○○○○商店**
代表者職氏名 **代表取締役 天草 太郎**

天草市学校給食物資納入資格業者登録の申請に伴い、私（当社）の市税等の滞納の有無を調査することに同意します。

参考 1

請 求 書

請求金額	¥					納入年月日
					令和 年 月 日	
内 訳	学校給食センター					
品 名	規格	数量	単位	単価	金 額	

天草市長 様

令和 年 月 日

住所

氏名

上記のとおり請求します。

振込先	金融機関名			
	支店名			
	預金種目		口座番号	
	口座名義人			

・債権者登録している場合は、振込先の記入は不要です。

参考2

住所

氏名又は名称

令和 年 月分 学校給食物資仕入一覧表 (学校給食センター分)

品名・規格	納品日	数量	単位	単価(円)	金額(円)
消費税					
合計					

別表 1

一般物資品目細分表

番号	登録品目	具体的な給食物資の品名
3	穀類	はと麦・精白米・もち米
	粉類	小麦粉・でん粉・パン粉・米粉
	製品	ふ・春雨・ビーフン・スパゲティ・マカロニ・うどん・中華麺 おこめん・白玉団子・白飯・米粉パン
4	砂糖類	三温糖・白砂糖・黒砂糖・はちみつ
	調味料	塩・酒・酢・みりん・ワイン・トマトピューレ・味噌・醤油 ケチャップ・豆板醤
	香辛料	こしょう・唐辛子・カレー粉
5	豆類	小豆・手亡豆・金時豆・大豆
	大豆類	木綿豆腐・冷凍豆腐・焼き豆腐・油揚げ・厚揚げ・納豆
	種実類	胡麻・アーモンド・ピーナッツ
6	野菜類（処理済）	下処理野菜・冷凍野菜・加工品・切干大根・かぼちゃ、 にんじん、たけのこ（各処理済）
	芋類（処理済）	こんにゃく・里芋、さつまいも、じゃが芋（各処理済）
7	果実類（処理済）	冷凍果物・ドライフルーツ・加工品
8	きのこ	下処理きのこ・干し椎茸・マッシュルーム
	藻類	青海苔・昆布・乾燥わかめ
9	魚介類	魚類・貝類・甲殻類
	魚介加工品	ツナ・煮干・かつお節・竹輪
10	肉類	生肉・バラ凍結肉・冷凍肉
	肉加工品	ベーコン・ハム・フランクフルト
11	卵	冷凍液卵・うずら卵・ダイス卵・鶏卵
	乳製品	牛乳・生クリーム・ヨーグルト・チーズ
12	油脂類	油・バター
13	その他	既製品（ハンバーグ等）・デザート類（個別ヨーグルト、プリン、各種ゼリー等）・ジャム

注1 この表の番号は、申請書の登録品目の番号に対応しています。

注2 具体的な給食物資の品名は、一例を示すものです。実際に見積を徴収する際には、ここに記載されていない品名もあります。

別表2

営業上必要となる資格（参考）

1 営業に際し食品衛生法に基づく許可が必要な業種

業種	定義及び対象
食肉販売業	鳥獸の生肉（骨及び臓器を含む。）を販売する営業。食肉を専ら容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態で販売するものを除く。
魚介類販売業	店舗を設け、鮮魚介類（冷凍したものを含む。）を販売する営業。魚介類を生きているまま販売する営業、鮮魚介類を専ら容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態で販売する営業及び魚介類競り売り業を除く。
乳処理業	生乳を処理し、若しくは飲用に供される乳の製造（小分けを含む。）をする営業又は生乳を処理し、若しくは飲用に供される乳の製造をし、併せて乳製品（飲料に限る。）若しくは清涼飲料水の製造をする営業。
食肉処理業	食用の目的で獣畜をと殺もしくは解体する営業又は解体された鳥類の肉・内臓等を分割・細切りする営業。
菓子製造業	菓子（パン及びあん類を含む。）を製造する営業。
乳製品製造業	粉乳、練乳、発酵乳、クリーム、バター、チーズ、乳酸菌飲料その他の厚生労働省令で定める乳を主原料とする食品の製造（小分け（固形物の小分けを除く。）を含む。）をする営業。
食肉製品製造業	ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するもの（食肉製品）を製造する営業又は食肉製品と併せて食肉若しくは食肉製品を使用したそうざいを製造する営業。
水産製品製造業	魚介類その他の水産動物若しくはその卵（水産動物等）を主原料とする食品を製造する営業又は当該食品と併せて当該食品若しくは水産動物等を使用したそうざいを製造する営業。
液卵製造業	鶏卵から卵殻を取り除いたものの製造（小分けを含む。）をする営業。
食用油脂製造業	マーガリン又はショートニング製造業を含む。
みそ又はしょうゆ製造業	みそ若しくはしょうゆを製造する営業又はこれらと併せてこれらを主原料とする食品を製造する営業。
豆腐製造業	豆腐を製造する営業又は豆腐と併せて豆腐若しくは豆腐の製造に伴う副産物を主原料とする食品を製造する営業。
麵類製造業	麵類を製造する営業。
密封包装食品製造業	密封包装食品（レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰その他の容器包装に密封された食品）であって、その保存に冷凍又は冷蔵を要しないものを製造する営業。

注 この表は、学校給食センターとの取引に際し、営業上必要となると思われる許認可の一例を示すものであって、営業上必要となる全ての許認可を示しているものではありません。

別表3

学校給食物資納入資格業者登録申請書 提出要領

学校給食物資納入資格業者登録の申請に必要な書類の様式及び注意事項を記載しています。記入漏れ、必要書類の添付漏れのないよう注意して下さい。

様式 1	学校給食物資納入資格業者登録 申請書	<ul style="list-style-type: none"> 申請書は天草市独自の様式です。天草市的一般的契約における業者登録に係る申請書とも違いますので注意してください。 契約締結等に使用する印鑑を押印してください。 納入を希望する品目と納入を希望するセンタ一等が重複する欄に「○」を記入してください。
様式 2	営業規模概況調書	<ul style="list-style-type: none"> 商号又は名称、営業開始年月日、従業員数、主要販売品目を記入してください。 保有している施設設備、車両、機械等について該当するものがあれば記入してください。
添付書類	①食品衛生管理チェックリスト ②市税納税状況調査同意書 ③営業上必要とする食品衛生関係法令の許可証、認定証 ④口座振込申出書(天草市に登録がない場合のみ)	<ul style="list-style-type: none"> 施設の衛生管理について、回答してください。 同意書を提出することで納税証明書（滞納のない証明書）の提出は不要です。 営業上許可、認定が必要な事業者は、許可証、認定証の写しを必ず添付してください。 市から給食物資代金を支払うための金融機関口座を登録するために必要となります。<u>天草市に登録がない場合のみ</u>提出してください。